

○ **投資信託及び投資法人に関する法律施行規則**（平成十二年十一月十七日総理府令第百二十九号）
（抄）

（投資法人のその他一般事務）

第六十九条 法第一百七十七条第一号に掲げる事務を委託する契約においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

- 一 当該事務を受託する一般事務受託者は、顧客の知識、経験、財産の状況及び投資口又は投資法人債を引き受ける目的を十分勘案して、投資口又は投資法人債の引受けの申込みの勧誘を行うべき旨
- 二 当該事務を受託する一般事務受託者は、投資口又は投資法人債の引受けの申込みの勧誘を行うに当たり、顧客に対し、次に掲げる事項について説明する義務を負う旨
- イ 法第七十一条第一項各号、第八十三条第一項各号又は第三百三十九条の四第一項各号に掲げる事項の内容
- ロ 投資主又は投資法人債権者（法第三百三十九条の三第一項第七号に規定する投資法人債権者をいう。以下同じ。）となった場合に有すべき権利
- ハ 一般事務受託者に対して支払われる手数料その他の費用のうち、投資口若しくは投資法人債の引受けをしようとする者又は投資主若しくは投資法人債権者の直接の負担により支払われるべきものがあるときは、その内容
- ニ 投資口又は投資法人債の価額の変動その他の理由により発生し得る危険の内容

2 法第一百七十七条第六号に規定する内閣府令で定める事務は、次に掲げる事務とする。

- 一 投資主に対して分配又は払戻しをする金銭の支払に関する事務
- 二 法第八十六条第一項に規定する投資法人にあっては、投資口の払戻請求の受付け及び払戻しに関する事務
- 三 前二号並びに法第一百七十七条第二号及び第四号に掲げるもののほか、投資主の権利行使に関する請求その他の投資主からの申出の受付に関する事務
- 四 投資法人債権者に対する利息又は償還金の支払に関する事務
- 五 前号並びに法第一百七十七条第二号及び第四号に掲げるもののほか、投資法人債権者の権利行使に関する請求その他の投資法人債権者からの申出の受付に関する事務
- 六 会計帳簿の作成に関する事務
- 七 納税に関する事務
- 八 その他金融庁長官が定める事務

3・4 （省略）